

令和6年1月30日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課参事官 佐 藤 彩 香

司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて

(事務連絡)

情報公開・個人情報保護審査委員会から別添の答申がされたことを踏まえて、標記の取扱いについて、別紙のとおり整理しました。また、別紙の整理を受けて、従前の取扱いから不開示部分について変更を要する司法行政文書のマスキング例（司法行政文書開示手続の手引各論のマスキング例の更新版）は、別添のとおりです。

「司法行政文書開示手続の手引」（令和5年6月改訂版）中で、標記の取扱いに関する記載されている箇所については、別途改訂する予定ですので、それまでの間は、別紙及び別添を執務の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて

### 1 事件番号の不開示情報相当性について

#### (1) 当事者に個人が含まれる事件の事件番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号前段の個人識別情報には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含み（同号前段括弧書）、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の近親者や関係者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるものと解されている<sup>1</sup>。事件番号のうち、何人も可能とされる記録の閲覧等の手続を利用して事件記録と照合することにより事件の当事者である特定の個人<sup>2</sup>を識別することができることとなるものや、官報公告がされる事件類型のものについては、事件記録や官報が「一般人が通常入手し得る情報」に当たるといえ、その観点から個人識別情報相当性を肯定できる。また、事件番号のうち、事件記録の閲覧等を請求することができる者を当事者若しくは利害関係を疎明した第三者等に制限し、又は事件記録の閲覧等の制度が存しない事件類型のもの、官報公告がされない事件類型のものについても、閲覧等が可能な利害関係人等の関係者が閲覧等を行うことにより、特定の個人を識別することができるものといえることから、基本的には、いずれの事件番号も、それ自体が個人識別情報に相当し、原則として不開示情報となると考え

<sup>1</sup> 総務省行政管理局編『詳解情報公開法』47頁参照

<sup>2</sup> 事件番号のうち、当事者に個人が含まれないものについては、個人識別情報に相当するとはいはず、法5条2号相当性等を検討することとなるが（1の(2)参照）、司法行政文書開示手続において問題となる特定の事件番号が、そのいずれに当たるかが明らかでない場合には、当事者が個人である可能性を考慮して取り扱うのが相当である。

るのが相当である<sup>3</sup>。

(2) 当事者が法人又は団体等のみである事件の事件番号

事件番号のうち、当事者が法人又は団体等のみである事件のものは、個人識別情報に相当するとはいえないが、(1)に記載のとおり、事件番号を通じて当事者である法人等が特定され得る。これにより、当該文書における事件番号以外の情報<sup>4</sup>と相まって、当該法人等が当事者となる事件の進行状況等の具体的な内容が明らかになるため、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに当たり、法5条2号イの不開示情報に相当する場合が多いと考えられる。

## 2 公領域情報（法5条1号ただし書イ）について

(1) 公領域情報に相当する場合

事件番号が個人識別情報に相当するとしても、当該事件番号が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下「公領域情報」という。）に相当する場合には、不開示情報から除かれる（法5条1号ただし書イ）。公領域情報のうち、事件番号の開示との関係で主として問題となるのは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下「公表慣行のある情報」という。）であるが、これには、①これまで既に慣行として公にされている情報<sup>5</sup>と、②将来公にすることが予定されている情報とがあり、これらのうち②には、国民への説明責任の観点か

<sup>3</sup> 個別の事案に応じて、個人識別情報相当性を説明し難い場合があれば、法5条1号後段の権利利益侵害情報相当性を検討することとなる。

<sup>4</sup> 事件番号とともに、事件の具体的な内容が記載されている場合のほか、事件名、訴訟の進行に関する記載等がある場合も想定される。

<sup>5</sup> 典型例としては、裁判所ウェブサイトに掲載されている裁判例の事件番号を挙げることができる。なお、訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報につき、直ちに公表慣行があるとは言えない。（令和5年度（行情）答申第374号等参照）

ら、「求めがあれば何人にも提供することが予定されている情報」も含まれると解されている<sup>6</sup>。

## (2) 公表慣行のある情報の該当性の判断要素

事件番号が公表慣行のある情報に該当するか否かは、司法行政事務が適正かつ効率的に運営されていることを国民に対して説明するために事件番号を明らかにする必要があるか、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや運用等において、通常求めがあれば当該事件番号を提供して差し支えないといえるような場合であるか、当該事件番号を開示することによって当事者等特定の者が不利益を被るなどの弊害が生じる可能性がないか等の考慮要素を検討し、説明責任と個人のプライバシー保護を比較衡量して、文書ごとに個別に判断することになる。

具体的には、裁判所が保有する文書に事件番号が記載されている場合には、通常当該文書は当該事件の進行状況等に応じて作成されるものであることから、当該文書に特定の事件番号が記載されていることを明らかにするだけで、当該事件の具体的な内容、進行状況、終局結果等を推知することが可能となるため、当該事件の当事者等が不利益を被るおそれがあることは否定できない<sup>7</sup>。したがって、裁判所が保有する文書に事件番号が記載されている場合には、当該事件番号は原則として公表慣行のある情報には当たらず、法5条1号前段により不開示となる((3)のア参照)。

ただし、裁判所で行う事務の性質を踏まえると、裁判所に特定の事件番号の事件が存在すること自体は通常想定されるものであることから、事件番号が記載されている文書であっても、当該文書が裁判所に係属する事件であれば必ず定型的に作成されるものである場合など、当該文書の事件番号を開示したとし

<sup>6</sup> 前掲『詳解情報公開法』48-49頁参照

<sup>7</sup> 例えば、鑑定料請求書に特定の事件番号が記載されていることを明らかにすると、当該事件で鑑定が行われたことが明らかとなり、事件の内容や進行状況が推知される可能性がある。

ても、特定の事件番号の事件が裁判所に存在することが推測されるに過ぎない場合には、当該事件番号を提供して差し支えないと考えられるため、当該事件番号は、法5条1号ただし書イに基づき開示することが相当である（(3)のイ参照）。

また、上記に該当しない場合であっても、当該文書に関連する事務の性質上、司法行政事務として高度の説明責任が求められると考えられる場合には、当該文書の事件番号を開示した際に当該事件の当事者が被る不利益の程度等を総合的に考慮した上、当該文書の事件番号を開示する必要性が高いと判断される場合には、例外的に公表慣行のある情報に当たると認められる場合もあることに留意されたい（(3)のウ参照）。

### （3）文書類型に応じた公表慣行のある情報の該当性の有無

#### ア 通常は公表慣行のある情報に該当しないと考えられるもの

当該文書において、事件番号以外にも個人識別情報に該当する情報（例：事件の具体的な内容、進行、関係する手続等）が記載されているものは、これを開示することより当事者等が不利益を被るおそれが否定できないことから、イ又はウに当たらない限り公表慣行のないものとして扱うのが相当である。具体的には、開廷表<sup>8</sup>、期日指定状況一覧表のほか、個別の事件について作成された各種の文書（訴状・判決書・準備書面等、旅行命令簿、旅費精算請求書、確定払請求書、支出決定決議書、事件記録等閲覧・謄写票（原符）、捜査記録等返還書・受領書、裁判員候補者選定録・被選定者名簿、警備要請関係書類、当該事件についての司法行政上の措置に関する書面等）が

<sup>8</sup> 傍聴の便宜のために法廷等に一度掲示されたものではあるが、それ以外で公開されている情報ではなく、通常求めがあれば開示する情報であるともいえない。裁判の公開は、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであり、その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が開披されることがあるとしても、そのことをもって直ちに開廷表に記載された内容に公表慣行があるとはいえない（令和元年度（情）答申第15号参照）。

考えられる<sup>9</sup>。

イ 事件番号を提供することに差し支えがないといえるもの

事件簿は、各裁判所において、司法年度中に受け付けた事件に関する事項を、符号ごとに、年度の初めから登載順に通し番号を付して記載する帳簿であり、この順列で並ぶ通し番号が事件番号となる。このような事件簿の性質上、事件簿を開示すれば、事件番号が判別できることも多く、また、司法統計として事件数が公表されていること、そもそも事件簿は裁判所に事件が係属すれば必ず記載される性質のものであることからすると、あえて事件番号を不開示とする必要はなく、事件簿に記載された事件番号の有無を開示することによる当事者の不利益は想定されないため、開示することとして差し支えない。

事件簿に記載された事件番号が公表慣行のある情報に当たるとする理由は上記のとおりであるから、通し番号としての事件番号ではなく、特定の条件と結びついた事件番号の開示が問題となる場合<sup>10</sup> は、アの類型として扱うのが相当である。

ウ 説明責任の観点から特に事件番号を明らかにする必要があるもの

事件番号が記載される主な司法行政文書のうち、記録等の廃棄に関して作成された目録、特別保存記録等保存票・特別保存調査記録保存票<sup>11</sup>について

<sup>9</sup> 裁判所ウェブサイトに登載された判例検索システムに現に掲載されている情報や傍聴券交付に関する情報などの裁判所ウェブサイトに掲載した情報については、公表慣行のある情報に当たると考えられるが、これらの掲載の有無の確認は申出内容に応じて検討することが相当である。すなわち、不特定多数の事件の事件番号が記載されているような文書の開示が問題となっている場合に、個別の事件番号の具体的な公表事実の有無を全て確認して公表慣行のある情報を抽出するのは現実的ではなく、個人のプライバシー保護の要請及び迅速な開示実現の要請からも、求められるものではないと考えられる。

<sup>10</sup> 例えば、「令和●年●月●日から令和●年●月●日までの間に判決がなされた、事件名が「●」の事件の事件番号がわかる文書」といった開示申出に対し、システムに記録された事件簿記載事項から、当該条件に該当する事件のみを抽出して一覧化する場合などが想定される。

<sup>11</sup> 事件記録等の特別保存に関する規則に基づき特別保存に付された記録等について作成されたもの及び改正前の事件記録等保存規程9条2項又は改正前の少年調査記録保存規程8

は、記録等の一部が国民の共有財産であるという認識に立てば、記録等の廃棄、保存に関して高度の説明責任が求められるところ、具体的な事件が、いつ廃棄されたのかという基本的な事実については開示する必要性が高いこと、記録等の特別保存事務に関して特に高度の説明責任が求められること、事件記録等の特別保存に関する規則に基づきその記録等が特別保存に付された事件の事件番号は公表されることなどから、当該事件番号を開示することによって当事者等特定の者が不利益を被るなどの弊害が生じる可能性を考慮しても、開示する必要性が高く、公表慣行のある情報に当たるものとして開示の対象になる<sup>12</sup>。

### 3 事件番号の取扱いに関するその他の留意点

#### (1) 存否応答拒否について

特定の事件番号が記載された開示申出がされた場合、開示申出内容によっては、開示申出がされた文書の存否を答えるだけで個人識別情報（法5条1号前段）を開示することになることに留意が必要である（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第5参照）。例えば、開示申出内容に、事件番号と共に事件の具体的な内容や進行等、当該事件に特有の事情が記載されている場合（例：「令和〇年（〇）〇〇号事件について、控訴に伴い事件記録が上級審に送られたことが分かる文書」<sup>13</sup>）には、当該事件について記載のような内容・進行等があった事実の有無を開示することになるため、その存否に関する情報自体が個人識別情報に相当するものとして存否応答拒否をするのが相当である<sup>14</sup>。

---

条2項に基づき特別保存に付された記録等（上記規則施行前にされたもの）について作成されたものをいう。

<sup>12</sup> 事件簿においても、記録の保存に関する記載部分は、ウの理由により公表慣行のある情報と認められる。

<sup>13</sup> その他の例として、「令和〇年（〇）〇〇号事件の記録の閲覧謄写の履歴が分かる文書」「令和〇年（〇）〇〇号事件の通訳人に支払った金額が分かる文書」等が考えられる。

<sup>14</sup> 保有個人情報開示手続であれば開示申出人本人に係る情報を開示できる場合があるから、

## (2) 部分開示について

事件番号が個人識別情報に相当する場合において、当該事件番号が記載された文書中に当該事件番号と一体となる個人識別情報（法5条1号前段参照）があるときは、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示の可否が問題となる。具体的には、個人識別部分（取扱要綱記第3）である事件番号を除くことにより、その他の個人識別情報を開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、事件番号以外の部分を開示することになる<sup>15</sup>。一方で、事件番号が公表慣行のある情報に当たる場合には、個人識別部分である事件番号が開示される以上、部分開示の余地はなく、法5条1号ただし書イからハまでに該当する場合を除き、その他の個人識別情報を開示することができなくなる<sup>16</sup>。

例えば、事件簿情報について、各種事件簿記載の情報は、欄ごとに個人識別情報（個人識別部分）である事件番号と一体として法5条1号前段の個人識別情報に当たるが、2の(3)のとおり、基本的に法5条1号ただし書イにより事件番号を開示することとなるため、事件番号以外の部分について取扱要綱記第3の2による部分開示の余地はないと考えられる。

---

このような開示申出書が提出された場合には、直ちに存否応答拒否をするのではなく、補正を促し、保有個人情報の開示申出に補正させることが望ましいことは従前どおりである。

<sup>15</sup> 個人識別部分である事件番号を除いた場合の部分開示の考え方は従前どおりであり、変更はない。

<sup>16</sup> 文書中に、事件番号以外にも、その情報単体で個人識別情報となるもの（個人識別部分。例：氏名、電話番号、住所等）があり、当該情報が法5条1号ただし書イからハまでに該当するため開示される場合においても、部分開示の余地はなくなる。

諮詢日：令和5年2月3日（令和4年度（最情）諮詢第19号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第3号）

件名：特定のシステム内で保有されている特定の期間に特定の法律を適用し、かつ控訴審判決が存在する事件の第一審判決を宣告した裁判所名、事件番号及び判決日が記載された文書の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判統計データベースシステムに記載された次の事項：2020年（令和2年）に判決が下され、罪名に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」を含むすべての事件の内、廃棄物の処理及び清掃に関する法律16条の2が適用されており、かつ控訴審判決が存在するすべての事件の、第一審判決を下した裁判所名、事件番号、判決日」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「一審序名」で始まる文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所の（第一審序）事件番号及び（第一審）判決年月日は、個人の氏名や生年月日といった個人に関する情報を含んでいない。また、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所の編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされている。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、特定期間において特定の罰条が適用された事件に関する情報が記録されたものであるところ、原判断においては、項目名以外の部分は、一行ごとに一体として各事件に係る被告人の個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文前段）に相当すると判断し、このうち、「一審序名」欄は、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるから取扱要綱記第3の2により部分開示したが、「一審序事件番号」及び「第一審判決年月日」の各欄（以下「本件不開示部分」という。）については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する情報は認められず、また、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当ではないため不開示とした。
- 2 しかし、不開示情報について改めて検討した結果、本件対象文書には氏名など特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、一行ごとに一体として各被告人の個人識別情報に相当するとは言えないと考えるに至った。もっとも、本件開示申出は、第一審判決又は控訴審判決において特定の罰条が適用された事件を対象としていることから、申出に係る情報を抽出して記載したものを本件対象文書として特定したものであるところ、本件不開示部分を開示すると、具体的な事件が特定され、当該事件に対応する被告人が有罪判決を受けたことを開示することとなる。そうすると、本件不開示部分については、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に規定する不開示情報に相当する。
- 3 これに対し、苦情申出人は、事件番号と判決年月日については、最高裁判所が編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされている旨主張する。しかし、特定の事件に係る事件番号及び裁判年月日を判例集等で公表している事実をもって、事件番号及び裁判年月日についていかなる場合においても公表慣行があるということにはならない。そして、本件不開示部

分については、2の理由により不開示情報に相当し、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや運用等において、通常求めがあれば当該事件番号等を提供して差し支えないといえる事情は認められず、公にすることが慣行とされているとはいえない。

4 よって、本件不開示部分を不開示とした原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、「個人識別情報（法5条1号本文前段）」ではなく「公にすることより個人の権利利益を害するおそれがある情報（同号本文後段）に相当する」とするのが相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年2月3日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月14日 審議
- ⑤ 同年8月25日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果と本件開示申出の内容を照らし合わせると、本件対象文書中の本件不開示部分には、罪名に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」を含む事件で、そのうち同法律16条の2が適用されて、かつ、控訴審判決が存在する事件の第一審の事件番号及び判決年月日が記載されているものと認められる。

そこで、まず、上記事件番号の不開示情報該当性を検討すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、事件番号は、各裁判所において、事件を受理した日の属する年、当該事件の種類ごとに付される符号及び事件を受理するたびに同符号ごとに付される一連の番号によって構成されるものであり、同一の裁判所において、同一の事件番号が重複して付されることはないことが認められる。このような事件番号の性質に照らすと、当該事件が係属する裁判所名

とその事件番号という情報から、対象となる事件を確実に特定することが可能となる。

そして、法5条1号の個人識別情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含み（同号前段括弧書き）、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、一般人が通常入手し得る情報が含まれるものと解される。刑事訴訟事件については、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障がある場合を除いて、訴訟記録を閲覧することができることとされている（刑事訴訟法53条）ことから、事件番号によって特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、一般に、各訴訟記録に記載された対象事件の被告人の氏名や住所等を知ることが可能となり、特定の個人を識別することができることとなる。以上によれば、本件対象文書に記載された事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であるということができ、法5条1号前段の個人識別情報に相当する。

また、本件不開示情報のうち、判決年月日についても、本件開示申出が特定の罪名及び罰条の適用を前提としたものであり、かつ、これに該当する事件が同日中に判決の言渡しがされるものの中で他に多数あるともうかがわれないことから、一审庭名及び判決年月日の記載と本件開示申出の内容とを照合することで、具体的な事件を特定できる可能性が高く、その場合、当該事件の被告人が有罪判決を受けたことが明らかになる。そうすると、判決年月日によって直ちに、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号後段の不開示情報に相当する。

2 これに対し、苦情申出人は、事件番号や判決年月日は、個人の氏名や生年月日といった個人に関する情報を含んでいないから、個人識別情報には当たらないと主張するが、上記のとおり当該主張は採用できない。

加えて、苦情申出人は、裁判所の事件番号と判決日については、最高裁判所の編纂する判例集にも掲載されていることから、公にすることが慣行とされているとも主張するが、最高裁判所事務総長が説明するとおり、特定の事件に係る事件番号及び裁判年月日を判例集等で公表している事実をもって、事件番号及び裁判年月日についていかなる場合においても公表慣行があるということにはならない。あわせて、本件のように、特定の罪名及び罰条の適用を前提として、該当する事件の事件番号及び裁判年月日を公表する取扱いは裁判所においてされていないものと認められ、公表慣行があるとは認められない。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長戸雅子

## 第●号法廷(●階)開廷表

令和〇年〇月〇日 〇曜日

開始／終了 ／予定	事件番号／事件名	当事者	代理人	担当
10:00 10:15 第1回弁論	令和〇年(ワ)第×号 による不法行為に対する損害賠償請求事件	〇〇〇〇 〇〇〇〇 外	隼 三郎 ※ 弁護士	民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
10:00 10:15 弁論	令和〇年(ワ)第×号 売買代金等請求事件	株式会社 △△ 株式会社 ×× 外	和光 太郎 ※ 支配人	民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
10:30 11:00 弁論	令和〇年(ワ)第×号 建物明渡請求事件	独立行政法人◇◇ 〇〇〇〇	東京 二郎	民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
11:00 11:30 弁論	令和〇年(ワ)第×号 損害賠償請求事件	〇〇〇〇 (閲覧制限) 国	霞関 五郎 ※ 指定代理人	民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
13:15 13:30 弁論	令和〇年(ワ)第×号 売買代金請求事件	破産者〇〇破産管財人 〇〇〇〇 株式会社 ▽▽		民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
13:30 13:45 弁論	令和〇年(行ウ)第×号 損害賠償請求事件	〇〇〇〇 〇〇市 〇〇市長		民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
13:45 14:00 弁論	令和〇年(行ウ)第×号 選挙人名簿登録異議申出却下決定取消請求事件	〇〇〇〇 〇〇選挙管理委員会		民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○
14:00 14:15 弁論	令和〇年(行ウ)第×号 戒告処分取消請求事件	〇〇〇〇 〇〇県住宅供給公社		民事部△係 裁判官 〇〇〇〇 書記官 ○ ○○

### 当事者欄の記載について

- 「〇〇市長」は、地方公共団体の執行機関であるため、開示する。
- 「〇〇選挙管理委員会」は、地方自治法 181 条 1 項に基づき設置された行政委員会の一つであるため、開示する。
- 「〇〇県住宅供給公社」は、都道府県により設立され、設立に当たり議会の議決を経ており（地方住宅供給公社法 8 条、9 条）、また、公社に対しては、地方公共団体でなければ出資することができない（同法 4 条）ことから地方公共団体と同様に扱う方が実質的に法の趣旨に適うため、開示する。

### 事件名の記載について

特殊な事件名は、それ自体個人識別情報に該当しない場合でも、事件名と事件番号を組み合わせることにより、インターネット等により容易に原告の氏名等が明らかになるおそれがあり、不開示となる余地も存する。

※事件番号を不開示とする以外は、部分開示の考え方については今までと同様である。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

## (事件検索結果一覧のマスキング例)

出力名:事件検索結果一覧 出力日:00000/00/00

事件番号	事件名	受付年月日	提起側	相手側	その他当事者	終局年月日	終局結果	部係	印紙額	関連事件
RO(ワ)1	貸金請求事件	RO/0/0(月)	oooo	oooo		RO/0/0(金)	和解成立	民事第〇部〇係	1,000	
RO(ワ)2	損害賠償請求事件	RO/0/0(火)	oooo	株式会社〇〇		RO/0/0(木)	取下げ	民事第〇部〇係	13,000	
RO(ワ)3	不当利得返還請求事件	RO/0/0(水)	有限会社〇〇	株式会社〇〇		RO/0/0(水)	判決 -その他	民事第〇部〇係	23,000	RO(ワネ)〇
RO(ワ)4	建物明渡請求事件	RO/0/0(木)	独立行政法人 oooo	oooo		RO/0/0(火)	和解成立	民事第〇部〇係	7,000	
RO(ワ)5	損害賠償請求事件	RO/0/0(金)	oooo	国		RO/0/0(月)	請求棄却	民事第〇部〇係	34,000	

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

## 民事・行政第一審事件簿マスキング例

令和〇年(ワ)

(表面)

事 件 番 号		1		2	
受 付	受 付 区 分	○ · ○	○ · ○	○ · ○	○ · ○
原 告		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	外 ○ 名 予 備 欄 ○ 頁
被 告		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	
事 件 名		建 物 明 渡		損 害 賠 償	
訴 訟 の 目 的 の 価 額		2,345,678 円		3,456,789 円	
ち ょ う 用 印 紙		17,000 円		23,000 円	
関 連 事 件	当 庁 ○○(ワ) 1240	基 (反) 異	当 庁 ( )	基 反 異	
終 局	○ · ○ · ○		○ · ○ · ○		
結 果	請 求 認 容			和 解	
控訴提起・異議申立て	○ 接 異 原 被 ○ · ○ · ○		控 異 原 被	· ·	
控訴提起	事件 番 号	○○(ワネ) 77		( )	
	終 結 局 果	· ·		· ·	
		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
	記 錄 送 付	1 冊 ○ · ○ · ○		冊 · ·	
控訴審	終 結 局 果	○ · ○ · ○ 控訴棄却		· ·	
上告審	上告 提起・ 受 理 申立て	終 結 局 果	提 ○ · ○ · ○ 受 ○ · ○ · ○	提 · · 受 · ·	
上告審	終 結 局 果	上告 ○ · ○ · ○ 受 理 ○ · ○ · ○	上告棄却 不受理	上告 · · 受 理 · ·	
上告審	上訴審から記録返還	1 冊 ○ · ○ · ○		冊 · ·	
保 存	完 結		○ · ○ · ○		○ · ○ · ○
	終 期		○ · ○ · ○		○ · ○ · ○
	記 錄 廃 棄				
	備 考	利害関係人 株式会社△△			
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印	1	( 7000 円 ) 印	2	( 7000 円 ) 印

保存欄、担当部、添付郵便切手については裁判所の記録管理、事件受付事務であり、公表慣行ありと

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

ハ・ワ・手ハ・手ワ・少コ・少工・人・人ナ・行ウ・行ケ・家ホ・家ヘ)

## 民事・行政第一審事件簿マスキング例

令和〇年(ワ)

(裏面)

3		4		5	
○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移
株式会社〇〇商事		○〇〇〇		独立行政法人〇〇〇〇 ※	
△△株式会社		国 ※		○〇〇〇	
約束手形金 (手形異議)		損害賠償		建物明渡	
4,567,890 円		5,678,901 円		678,901 円	
28,000 円		34,000 円		7,000 円	
当 庁 〇〇 (手ワ) 125	基 反 異	当 庁 ( )	基 反 異	当 庁 ( )	基 反 異
○・○・○		· ·		· ·	
請求棄却		· ·		· ·	
控 異	原 被	○・○・○	控 異	原 被	控 異
〇〇 (ワネ) 88		( )		( )	
事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
1 冊	○・○・○	冊	· ·	冊	· ·
○・○・○		· ·		· ·	
控訴棄却		· ·		· ·	
提	○・○・○	提	· ·	提	· ·
受	· ·	受	· ·	受	· ·
上告	○・○・○ 上告棄却	上告	· ·	上告	· ·
受理	· ·	受理	· ·	受理	· ·
1 冊	○・○・○	冊	· ·	冊	· ·
· ·	· ·	· ·	· ·	· ·	· ·
· ·	· ·	· ·	· ·	· ·	· ·
· ·		· ·		· ·	
3	( 7000 円 ) 印	4	( 7000 円 ) 印	5	( 7000 円 ) 印

※訴訟当事者である国の機関等の名称は、公にすることにより、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすそれがある情報(法5条6号)とは考えられないもので、原則として開示する。

※当事者が法人又は団体等のみである事件の事件簿については、事件番号及び保存に関する項目以外の事項については、利益侵害情報と考えるのが相当である。

(ハ  
・ワ  
・手  
ハ  
・手  
ワ  
・少  
コ  
・少  
工  
・人  
・人  
ナ  
・行  
ウ  
・行  
ケ  
・家  
ホ  
・家  
ヘ)

民事  
・行政  
第一  
審  
事  
件  
簿

## 民事・行政第一審事件簿マスキング例

令和〇年(ワ)

予備欄

事件番号	当事者 区別	氏名又は名称	終局 結果	備考
928	原告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 取下げ	
941	被告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 和解	
"	被告	〇〇〇〇		
"	被告	〇〇〇〇		
955	原告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 和解	
"	原告	〇〇〇〇		
"	被告	〇〇〇〇		
"	被告	〇〇〇〇		
972	原告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 請求認容	
"	原告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 取下げ	
"	原告	〇〇〇〇	〇・〇・〇 和解	
※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。				記載部分がない行を開示することにより、事件簿の当事者欄で不開示とした箇所(例:「外〇名」の数字)が推知される場合は、当該空欄の行も不開示

## 民事・行政抗告事件簿マスキング例

令和〇年(ラ)

(表面)

事件番号			1		2			
受付	受付区分		1冊	○・○・○	○(移)	2冊	○・○・○	○(移)
抗告人	○○○○			株式会社○○				
相手方・関係人	○○○○							
事件名	訴訟救助申立却下決定に対する抗告			売却許可決定に対する執行抗告				
原審	裁判所	○○	地 家	○○	地 家	支 出簡		
	事件番号	○○(家口) 33			○○(ケ) 450			
	終結	○・○・○		○・○・○				
	抗告の提起	○・○・○	○○(家二) 44	○・○・○	○○(ソラ) 117			
終局		○・○・○			○・○・○			
結果		原決定取消し・自判 (救助付与)			抗告棄却			
抗告の提起等		特 再	抗 相	・	特 再	抗 相		
		許	抗 相	・	許	抗 相		
抗告提起	事件番号	( )			○○(ラク) 1414			
	終結	○・○・○						
許申 可立 抗告て	事件番号	事件送付 却下決定 却下命令 取下げ			事件送付 却下決定 却下命令 取下げ			
	終結	○・○・○						
記録送付		冊			2冊	○・○・○		
抗告審	終結	特再	・	・	特再	○・○・○		
		許	・	・	許	・		
備考		基本事件○○(家木)55						
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1	( 5000 円 ) (印)		2	( 3000 円 ) (印)		

担当部、添付郵便切手については裁判所の事件受付事務であり、公表慣行ありとして開示する。以下同じ書式の事件簿について同じ。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

(ソラ行ス)

## 民事・行政抗告事件簿マスキング例

令和〇年(ラ)

(裏面)

3		4		5	
1 冊 ○ · ○ · ○	移	2 冊 ○ · ○ · ○	移	1 冊 ○ · ○ · ○	移
株式会社〇〇 ○〇〇〇		有限会社〇〇		株式会社〇〇 ○〇〇〇	
〇〇社団法人		〇〇株式会社		〇〇〇〇	
移送決定申立却下 に対する抗告		訴訟費用額確定処分に対する 異議申立却下決定		債権仮差押命令申立却下決定 に対する抗告	
〇〇 (地) 家 支 出 簡		〇〇 (地) 家 支 出 簡		〇〇 (地) 家 支 出 簡	
〇〇 (モ) 422		〇〇 (モ) 430		〇〇 (ヲ) 27	
〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○	
〇 · ○ · ○ 〇〇 (ソラ) 66		〇 · ○ · ○ 〇〇 (ソラ) 860		〇 · ○ · ○ 〇〇 (ソラ) 54	
〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○	
抗告棄却		抗告棄却		抗告棄却	
特 再 抗 相	○ · ○ · ○	特 再 抗 相	○ · ○ · ○	特 再 抗 相	· ·
許 抗 相	○ · ○ · ○	許 抗 相	· ·	許 抗 相	· ·
〇〇 (ラク) 77		〇〇 (ラク) 99		( )	
〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○		· ·	
事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		事件送付 却下決定 却下命令 取下げ	
〇〇 (ラ許) 88		〇〇 (ラ許) 1290		( )	
〇 · ○ · ○		〇 · ○ · ○		· ·	
許可決定 不許可決定 却下命令 取下げ		許可決定 不許可決定 却下命令 取下げ		許可決定 不許可決定 却下命令 取下げ	
2 冊 ○ · ○ · ○		3 冊 ○ · ○ · ○		冊 · ·	
特再 ○ · ○ · ○ 梨却		特再 ○ · ○ · ○ 梨却		特再 · ·	
許 · ·		許 · ·		許 · ·	
基本事件 令和〇〇年(ワ) 201号		基本事件 令和〇〇年(ワ) 1770号			
3 ( 2400 円 )		4 ( 1050 円 )		5 ( 4500 円 )	

## 非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿マスキング例

令和〇年(モ)

(表面)

事件番号		1		2		3			
受付	受付区分	○・○	移	○・○	移	○・○	移		
申立人	○○信用組合		有限会社○○ ○○○○		○○○○				
被申立人	○○○○		○○株式会社		○○○○				
事件名	担保取消決定の申立て		手数料還付の申立て		移送の申立て				
ちょう用印紙	一円		一円		一円				
基本事件	○○(ヨ) 38 合		○○(ワ) 39 合		○○(ワ) 40 合				
終局	○・○・○		○・○・○		○・○・○				
結果	認容決定		認容決定		却下				
抗告提起・異議申立て	申		申被		申被 ○・○・○				
抗告提起	事件番号	( )		( )		○○(ソラ) 410			
	終局	・		・		○・○・○			
	結果	事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ			
記録送付	冊・・		冊・・		1冊 ○・○				
抗告審	終局	・		・		○・○・○			
	結果					抗告棄却			
上訴審から記録返還	冊・・		冊・・		2冊 ○・○・○				
保存	完結	・	・	・	・	・	・	・	
保存	終期								
保存	記録廃棄								
備考									
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1	(160円) 印	2	(一円) 印	3	(一円) 印		

保存欄、担当部、添付郵便切手については裁判所の記録管理、事件受付事務であり、公表慣行ありとして開示する。以下同じ書式の事件簿について同じ。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

ヘ  
チ・ヒ・借・借チ・シ・配チ・申・サ・モ・ウ・人モ・人ウ・ヲ・行ク・行タ・る・む・て・家口・

4		5		6		7	
○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移
〇〇株式会社		〇〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇〇	
有限会社〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇〇		—	
移送の申立て	担保取消決定の申立て	文書提出命令申立て	移送の申立て				
一 円	一 円	一 円	一 円				
〇〇(ワ) 65 合	〇〇(ヨ) 74 合	〇〇(ワ) 83 合	〇〇(ワ) 92 合				
○・○・○	○・○・○	○・○・○	○・○・○				
認容決定	認容決定	認容決定	却 下				
申 被 ○・○・○	申	申 被	申 被 ○・○・○				
〇〇(ソラ) 188			〇〇(ソラ) 277				
○・○・○	・	・	○・○・○				
事件送付 却下決定 取下げ	事件送付 却下決定 取下げ	事件送付 却下決定 取下げ	事件送付 却下決定 取下げ				
1 冊 ○・○	冊	冊	1 冊 ○・○				
○・○・○	・	・	○・○・○				
抗告棄却			抗告棄却				
2 冊 ○・○・○	冊	冊	2 冊 ○・○・○				
・	・	・	・				
・	・	・	・				
・	・	・	・				
1 ( 160 円 ) 印	1 ( 160 円 ) 印	2 ( 一 円 ) 印	3 ( 一 円 ) 印				

(事件情報一覧のマスキング例)

作成条件： 事件種類 = すべての事件種類、受理日 = R3/1/1～R3/1/31

## 事件情報一覧

該当件数： 6 件

事件番号 事件名	被告人等	部 係	裁判官(長) 書記官(内線)	構成	受理日 起訴日	受付 区分	追 起訴	即 決	申立人等 相手方等	弁護人等 通訳人	基本事件番号等	裁判員	損 賠	参 加	進行状況	終局日 確定日	終局 区分等	記録 保管	押収番号
R3(わ)1 窃盗	被 ○○○○	刑事第1部 A係	○○○○ ○○○○ (1234)	単独	R3/1/12 R3/1/12	起訴			- - -	弁 通	○○○○ ○○○○	-				R3/2/26	有罪 (一部 免訴、 一部公 訴棄却 等を含 む。)	刑事 第1 部	R3 押 1
R3(わ)2 殺人	被 ○○○○	刑事第2部 B係	○○○○ ○○○○ (2346)	合議	R3/2/1 R3/2/1	起訴			- - -	弁 通	○○○○	-	○		公判中			刑事 第2 部	
R3(む)1 保釈請求	被 ○○○○	刑事第1部 B係	○○○○ ○○○○ (1235)	-	R3/2/12	- - -	-	-	弁 通	○○○○	R3(わ)1	- - - -	-	-	-	R3/2/12	保釈請 求却下	刑事 第1 部	
R3(む)2 接見等禁止請求却 下の裁判に対する 準抗告	被 ○○○○	刑事第2部 A係	○○○○ ○○○○ (2345)	-	R3/2/15	- - -	-	-	検	○○○○	弁 通	○○○○	R3(わ)2	- - - -	-	R3/2/15	棄却	刑事 第2 部	
R3(る)1 窃盗	疑 ○○○○	刑事第3部 C係	○○○○ ○○○○ (3456)	-	R3/1/12	- - -	-	-	検	○○○○	弁 通	-	- - - -	-	R3/1/12	発付	刑事 第1 部		
R3(る)2 殺人	疑 ○○○○	刑事第3部 D係	○○○○ ○○○○ (3457)	-	R3/1/13	- - -	-	-	検	○○○○	弁 通	-	- - - -	-	R3/1/13	発付	刑事 第2 部		

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

事件番号が開示されていることから部分開示はできないものの、この文書の書式上、公判事件には想定されない「申立人等 相手方等」などの欄も全て表示されていることから、手続が想定されない欄については情報が記載されていないことからマスキングなし、記載の有無自体が事件の内容を示唆するものについては、欄すべてを全部不開示とした。

## 刑事公判請求事件簿マスキング例

令和〇年(わ)

(表面)  
裏面記載省略

事件番号		1		2	
受付	受付区分	○・○・○	起正不 強移	○・○・○	起正不 強移
被告人	勾別求保宅放刑 ○○○○			勾別求保宅放刑 ○○株式会社	
事件名	覚醒剤取締法違反			廃棄物の処理及び 清掃に関する法律違反	
終局	○・○・○			○・○・○	
結果※	懲役2年 未決 100日算入			罰金200万円	
控訴申立て	取下げ	○・○・○	・	○・○・○	・
記録送付	2冊 ○・○・○			5冊 ○・○・○	
控訴審	終局	○・○・○			○・○・○
	結果※1	控訴棄却(判決) 当審訴訟費用全部負担			控訴棄却(判決)
上告審	上告申立て	取下げ	○・○・○	・	○・○・○
	終局	○・○・○			○・○・○
刑事公判請求事件簿	結果※1	上告棄却決定 当審訴訟費用全部負担			上告棄却決定
	確定事由	期間経過	上訴の 放棄 取下げ	期間経過	上訴の 放棄 取下げ
確定		○・○・○			○・○・○
上訴審からの記録返還		3冊	○・○・○	7冊	○・○・○
検察庁に記録送付		3冊	○・○・○	7冊	○・○・○
備考		令和〇年〇月〇日 上告棄却決定に対する異議申立 令和〇年〇月〇日 異議申立棄却決定 逮捕状、勾留状受領 勾留満了〇年〇月〇日			令和〇年(わ) 513号を併合 弁選受領
担当部	受領印	1	印	2	印

担当部については裁判所の事件受付事務であり、公表慣行ありとして開示する。以下同じ書式の事件簿について同じ。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

(ろ・わ・の)

## 刑事抗告等事件簿マスキング例

令和〇年(く)

(表面)

裏面記載省略

事件番号		1	2	3
受付		○・○・○	○・○・○	○・○・○
申立人等		検被弁付法少 ○○○○	検被弁付法少 ○○○○	検被弁付法少 ○○○○
事件名		保釈許可決定に対する抗告の申立て	保釈請求却下決定に対する抗告の申立て	第一種少年院送致決定に対する抗告の申立て
被告人等		○○○○	○○○○	
原審	裁判所	(地) ○○家○○支 簡	(地) ○○家支 簡	地 ○○家支 簡
	事件番号	〇〇(む) 1192	〇〇(む) 894	〇〇(少) 710
	終局結果	○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立て ○・○・○ 意見	○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立て ○・○・○ 意見	○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立て ○・○・○ 意見
	終局	○・○・○	○・○・○	○・○・○
	結果	棄却	棄却	棄却
	特別抗告申立て		○・○・○	
	記録送付		○・○・○	
特別審抗等	終局結果		○・○・○ 棄却	
刑事抗告等事件簿	上訴審から記録返還		2冊 ○・○・○	
	原審に記録返還	1冊 ○・○・○	2冊 ○・○・○	3冊 ○・○・○
	備考	令和〇年〇月〇日 検察官に通知	令和〇年〇月〇日 検察官に通知	
	担当部	受領印	6 (印)	7 (印)
				8 (印)

担当部については裁判所の事件受付事務であり、公表慣行ありとして開示する。以下同じ書式

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

(く・け・秩ほ・秩へ)

## 刑事等雑事件簿マスキング例

令和〇年(む)

(表面)

裏面記載省略

事件番号		1		2		3	
受付		○・○・○		○・○・○		○・○・○	
請求者等		検被弁 ○○○○		検被弁 ○○○○		検被弁 ○○○○	
事件名		保釈請求		保釈請求		保釈許可決定	
基本事件	事件番号	〇〇(わ) 61		〇〇(わ) 125		〇〇(わ) 89	
	被告人 少 被 疑 対 象 者 者	○○○○		○○○○		○○○○	
終局		○・○・○		○・○・○		○・○・○	
結果		許可決定		保釈請求却下		棄却	
不服申立て		抗異 準	検被弁	抗異 準	検被弁 ○・○・○	抗異 準	検被弁
記録送付				○・○・○			
上訴審	終局			○・○・○		棄却	
	結果						
上訴審からの記録返還				○・○・○			
検察庁等に記録送付							
保存	完結						
	終期						
	記録廃棄						
備考		身柄引受書、誓約書、 令和〇年〇月〇日 保証金150万円		令和〇年〇月〇日 高裁より記録受領 (第一審記録第三分類編でつ)			
担当部	受領印	1	(印)	2	(印)	3	(印)

保存欄、担当部については裁判所の記録管理、事件受付事務であり、公表慣行ありとして開示する。以下同じ書式の事件簿について同じ。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

マスキング例（事件記録等閲覧・謄写票(原符)）

(別紙様式第1)

民事事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	閲 覧	・	謄 写	・	複 製
受付年月日	令和〇年〇月〇日	ちょう用印紙額	150 円				
事件番号	令和〇年(ワ)第〇号	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	○・○ 	・			<input checked="" type="checkbox"/> 担書 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 拒絶
申請人氏名	○○○○	事件担当書記官					
原符番号	第〇号	票受領印	(〇部〇係)				

(別紙様式第2)

刑事事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	記 録	・	証 抛 物
受付年月日	令和〇年〇月〇日	閲 覧	・	謄 写	
事件番号	令和〇年(わ)第〇号	ちょう用印紙額	円		
被告人等氏名	○○○○	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	○・○ 	・	・
申請人氏名	弁護人 ○○○○	事件担当書記官			<input checked="" type="checkbox"/> 担書 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 拒絶
原符番号	第〇号	票受領印	(〇部〇係)		

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

マスキング例（事件記録等閲覧・謄写票(原符)）

(別紙様式第3)

家事事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	閲 覧	・	謄 写	・	複 製
受付年月日	令和〇年〇月〇日	ちょう用印紙額	150 円				
事件番号	令和〇年(家) 第〇号	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	○・○  	・	<input checked="" type="checkbox"/> 担書 <input type="checkbox"/> 却下		
申請人氏名	〇〇〇〇	事件担当書記官					
原符番号	第〇号	票受領印	(〇部〇係)				

(別紙様式第4)

少年事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	閲 覧	・	謄 写	・	複 製
受付年月日	令和〇年〇月〇日	ちょう用印紙額	150 円				
事件番号	令和〇年(少) 第〇号	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	○・○  	・	<input checked="" type="checkbox"/> 担書 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 拒絶		
少年等氏名	〇〇〇〇	事件担当書記官					
申請人氏名	〇〇〇〇	票受領印	(〇部〇係)				
原符番号	第〇号						

(別紙様式第5)

医療観察事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	閲 覧	・	謄 写	・	複 製
受付年月日	令和〇年〇月〇日	申 請 区 分	閲 覧・謄 写				
事件番号	令和〇年(医) 第〇号	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	○・○  	・	<input checked="" type="checkbox"/> 担書 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 拒絶		
対象者氏名	〇〇〇〇	事件担当書記官					
申請人氏名	〇〇〇〇	票受領印	(〇部〇係)				
原符番号	第〇号						

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。

※グレーの網掛けは、従前からマスク相当としていた箇所であり、変更はない。黄色の網掛けは、本事務連絡でマスク相当とされた部分である。

令和〇年 (つ) 第〇号 (付審判請求)

令和〇年〇月〇日

○地方検察庁 御中

## 捜査記録等返還書

書類の名称 不起訴裁定書

罪名 公務員職権濫用

被疑者名 ○ ○ ○ ○ ほか 8 名

冊数 1 冊

○地方裁判所刑事第〇部

裁判所書記官

○ ○ ○

書記官

○印

---

上記記録の返還を受けました。

令和〇年〇月〇日

○地方検察庁

検察事務官

○ ○ ○ ○

印

令和〇年 (つ) 第〇号 (付審判請求)

令和〇年〇月〇日

〇地方裁判所刑事第〇部 御中

〇地方検察庁

検察事務官

〇〇〇〇印

## 受 領 書

書類の名称 不起訴裁定書

罪名 公務員職権濫用

被疑者名 〇〇〇〇ほか 8名

冊数 1冊



1項特別保存の指定がされた特定事件の文書であるため、事件番号に公表慣行なし。特別保存の理由については、事件の進行状況や当事者の訴訟活動の評価、推測につながる情報のため部分開示も相当ではない。記録の保存に関する部分（特別保存認定の日、廃棄の日等）には公表慣行あり。

その他部分で部分開示可能な部分を開示する（備考欄、事件名欄、事件の特徴欄）。

（別紙様式第4）（1項特別保存）

特 別 保 存 記 録 等 保 存 票

●●裁判所●●支部

記録（事件書類）の表示	● 年（ ）第 ● 号		
事 件 名 (通 称)	● ● 事件 ( ● ● 事件 )		
保 存 の 対 象	記録の一部・全部	● 冊	事件書類 ● 冊 ● 通
特別保存の理由	規程9条1項（○を付したもの）		規程9条2項（○を付したもの）
	<p>ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。</p> <p>イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される。</p> <p>ウ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される。</p> <p>エ その他 ( )</p> <p>現に係属している事件 裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 事件</p>		
事件 の 特 徴	● ● ●		
特別保存要望者の氏名等	●● ●●		
特 別 保 存 認 定 の 日	●●・●●・●●	終 期	●●・●●・●●
始 期	●●・●●・●●	廢棄の日	
備 考	● ● ●		

2項特別保存事務は公表慣行あり。事件名（事件名はウェブサイトで公表されている限度において公表慣行あり）、事件の特徴、備考は、記載内容に応じて公表慣行の有無を判断する。特別保存要望者氏名は特定個人の氏名のため不開示となる。

（2項特別保存）

（別紙様式第4）

特 別 保 存 記 錄 等 保 存 票

●●裁判所●●支部

記録（事件書類）の表示	● 年（ ）第 ● 号		
事 件 名 (通 称)	● ● 事件		
保 存 の 対 象	記録の一部・全部	● 冊	事件書類 ● 冊 ● 通
特別保存の理由	規程9条1項（○を付したもの）	規程9条2項（○を付したもの）	
	ア 保存期間満了後に当該債務 名義に係る債務の履行期が到来する。 イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 エ その他 ( )	ア 重要な憲法判断が示された。 イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。 ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。 エ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。 オ 全国的に社会の耳目を集めた。 カ 当該地方における特殊な意義を有する。 キ 調査研究の重要な参考資料となる。 ク その他	
事件の特徴	● ● ●		
特別保存要望者の氏名等	●● ●●		
特別保存認定の日	●●・●●・●●	終 期	●●・●●・●●
始 期	●●・●●・●●	廢棄の日	
備 考	● ● ●		

備考欄は個別事件の内容に関する記載がある部分は公表慣行なし。

## 廃棄目録

記録（事件書類の編冊）の表示	冊数	備考
平成〇〇年（ワ）第3号	1	〇〇あり
平成〇〇年（ワ）第5号	1	
平成〇〇年（ワ）第8号	1	●●
平成〇〇年（ワ）第10号	1	
平成〇〇年（ワ）第14号	1	●●
平成〇〇年（ワ）第15号	1	
平成〇〇年（ワ）第16号	1	
平成〇〇年（ワ）第17号	1	
平成〇〇年（ワ）第18号	1	
平成〇〇年（ワ）第20号	1	
平成〇〇年（ワ）第26号	1	
平成〇〇年（ワ）第27号	1	
平成〇〇年（ワ）第28号	2	
平成〇〇年（ワ）第31号	1	〇〇あり
平成〇〇年（ワ）第33号	1	
平成〇〇年（ワ）第34号	1	
平成〇〇年（ワ）第36号	1	
平成〇〇年（ワ）第45号	1	
平成〇〇年（ワ）第47号	1	
平成〇〇年（ワ）第50号	1	

廃棄方法 :

廃棄日 :

処分者（官職） :

立会者（官職） :

## 令和 年 (少)

## 少年保護事件簿 (甲)

受付	事件番号	少 年 生年月日	終局 結果	抗告等申立て	抗告審等	保 存 備	考	担当部
					終局結果			
					上訴審から記録返還			
○・○・○	1	●●家裁 窃 盗	●●● ○・○・○ 生	○・○・○	付法少検	○・○・○	合綴	1
検警移回				保護観察	・	○・○・○		印
●●警察	2			・	・	○・○・○		2
○・○・○	3	●●移回 迷惑防止条例違反	●●● ○・○・○ 生	○・○・○	付法少検	○・○・○	●●号事件あり	3
検警移回				少年院送致	○・○・○	棄却		印
●●警察	4			・	○・○・○	○・○・○		印
○・○・○	5	●●● 傷害致死	○・○・○ 生	○・○・○	付法少検	○・○・○		4
検警移回				検察官送致	・	○・○・○		印
●●警察	6			・	・	○・○・○		印
○・○・○	7	●●● 窃 盗	○・○・○ 生	○・○・○	付法少検	○・○・○		5
検警移回				保護観察	・	○・○・○		印
●●警察	8			・	・	○・○・○		印

記録廃棄欄、担当部については公表慣行あり。完結欄は少年事件の強い非公開性から事件の終了時期についての公表慣行なし。終期欄は少年の生年月日を推知させるため公表慣行なし。